

### 【憲法9条】

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

# 今こそ読もう・知ろう！ 憲法！

第13回

## 軍事力による打倒ではなく 外交による紛争解決を

明日の自由を守る若手弁護士の会  
谷 次郎



憲法9条は、日本国憲法の三大原則の一つとも言われる平和主義についての条文です。

9条1項は、国際平和を誠実に希求するとともに、戦争・武力による威嚇・武力の行使について「国際紛争を解決する手段としては永久に放棄する」と規定しています。かつて、日本は15年にわたる侵略戦争を行い、その結果多くの人が命を失いました。この条文には、日本が行った侵略戦争に対する痛切な反省が込められています。

ただ、1928年のパリ不戦条約以降、国際法上で戦争はおよそ違法なものとされており、国連憲章も2条で戦争を一般的に違法と規定していますので、1項の条文自体は国際法の原則通りの当然のことを規定しているに過ぎません。日本国憲法を「平和憲法」として特徴付けているのは、2項の存在によるものといえます。

**非戦を担保する規定**  
2項は、1項の目的を達するためとして、陸海空軍その他の戦力の不保持を規定しています。また、国の交戦権を認めないとも規定しています。

国連憲章は例外的に合法的な武力行使として、51条で個別的・集団的自衛権については承認していますが、

今般ウクライナに侵攻したロシアの主張にあらわれていくように、多くの場合、戦争は自衛権の行使という名目で行われます(もちろん、自衛権の行使として相手国の領域深く侵攻するような行動は認められる余地がなく、ロシアによるウクライナ侵攻は国際法上違法です)。

9条2項は、軍隊を持たない、交戦権(交戦国が国際法上所有する相手国の領土の占領などの種々の権利のこと)とされており、これを認めない、ということ、名目のいかんを問わず、戦争はできないということ、物質的・法的に担保する規定です。

しかし一方で、日本には自衛隊があり、様々な兵器を保有しています。自衛隊が合憲か違憲かというのは大きなテーマですが、9条2項の規定からすると、自衛隊は合憲だという政府見解によったとしても、他国を制圧するような行動は認められないということになります。最近、いわゆる「敵基地攻撃能力」「自衛反撃能力」といった議論がなされていますが、憲法上大きな問題があります。

さて、この連載企画の依頼をいただいたのは2021年12月でした。当時からウクライナを巡る軍事的

緊張については報道されており、私も注目していましたが、今般のロシアによる全面的軍事侵攻は予想外でした。この原稿を書いているのは開戦から3カ月以上が経過した6月11日ですが、停戦が実現する見込みは全く立っていません。

ロシアによるウクライナ侵攻を契機に、日本国憲法の平和主義規定の意味が改めて問われています。日本国憲法は、前文に書かれており、自国の安全と生存の確保について「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼」するとして、国際紛争について武力行使による解決ではなく外交交渉による解決を基本に据えるものになっています。

しかし、生々しい戦争の暴虐を目の当たりにして、日本国憲法を「平和ボケ」であるかのように言う声も聞かれますが、果たして本当にそうでしょうか。

### 外交努力こそ必要

19世紀ブローイセンの軍事学者であるクラウゼヴィッツは、その著書『戦争論』で戦争が異なる手段をもって政治の継続にほかならないとしました。また、古代ギリシャ時代に『戦史』を著したトゥキディデースは、戦争の動機が名譽心、恐怖心、利得心であると説きました。

戦争と政治は切り離されたいのではなく、政治の継続である以上、本来の政治の手段である交渉により戦争の動機を除去・緩和し、平和を希求することは可能ではありません。困難ではありますが、国際紛争を軍事力による打倒ではなく外交によって解決するというのが改めて求められている、と私は考えています。

【今回は6月25日号】

### 〈たに じろう〉



2012年弁護士登録(大阪弁護士会)。学生時代から原発や平和の問題に関心があり、年齢40にして弁護士になった後も原発訴訟、戦争法違憲訴訟、日の丸君が代訴訟の弁護団などに参加。年齢50になったが年相応の落ち着きには程遠い。

## 締め切り迫る！ 6月25日まで

# 保険医年金

## 予定利率 1.140%

※7月1日から適用 (6/30まで1.259%)  
【短期のご加入では積立金が掛金を若干下回ります】

保険医年金は全国で加入者数約5万2千人、積立金総額1兆3千億円を超える会員のための私的年金制度です。生保6社(大樹・明治安田・富国・日本・太陽・第一)が受託し、制度発足以来54年間、年金受給者の受給額をカットしたことは一度もありません。

### 【おねがい】

※普及委託生保4社(大樹・明治安田・富国・日本)の職員が保険医年金のおすすめで訪問した際は「共済制度普及社員証」を必ずご確認の上、何卒ご面談頂きますようお願い申し上げます。

## 自在性が魅力！

- 年金受給時には10年・15年定額型、15年・20年逡増型の4種類から選択。
- 急な出費にも1口単位で解約可能(手数料不要)。
- 払い込みが困難なときに掛金中断、余裕ができたときに掛金再開(手数料不要)。
- 万一の時はご遺族に全額給付。

### 着実な老後設計に一時払も好評です！

「一時払」  
2口100万円を預けると

加入期間	元利合計
5年	1,030,600円
10年	1,085,800円
20年	1,205,200円

### 加入口数

- 月 払: 1口1万円(通算30口まで)
- 一時払: 1口50万円(毎回40口まで)

### 加入資格

満74歳までの協会会員  
※月払増口、一時払申し込みは満79歳まで

※ここでご案内しました内容は、制度概要を説明したものです。ご加入条件、お支払い条件等については、パンフレット・申込書等を必ずご確認ください。

★保険医年金のお問合せは、大阪府保険医協会／共済部 (☎06-6568-7721) まで